報告第 3 号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第2項の規定により、議会において指定されている 事項について別紙のとおり専決処分したので報告する。

令和 5 年 6 月14日

調布市長 長 友 貴 樹

專 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、 議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決 処分する。

令和 5 年 5 月 1 2 日

調布市長 長 友 貴 樹

市は、公園の管理の瑕疵により人身に損害を与えた事故について、次のとおり和解し、当該事故に係る損害賠償の額を決定する。

1 和解及び損害賠償の相手方

調布市小島町2丁目35番地1

調布市 (保険者)

代表者 調布市長 長 友 貴 樹

- 2 和解の要旨 別紙和解条項による。
- 3 損害賠償の額 15,091円

和 解 条 項

- 1 市は、相手方に対し、本件事故による損害賠償の額として、相手方の損害金50、304円のうち、過失割合3割に相当する金15、091円の支払義務のあることを認める。
- 2 市と相手方との間には、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債 務関係のないことを相互に確認する。